

被災者生活再建のための支援金の支給について

平成 30 年 7 月豪雨で被災された方々の速やかな生活再建を支援するため、住宅被害があった被災世帯を対象に、被災者生活再建支援法に基づく、国の「被災者生活再建支援金」と、愛媛県・八幡浜市の「被災者生活再建緊急支援金（特別支援金）」を支給します。

■支給の対象となる被災世帯

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯「大規模半壊」
- ⑤ 住宅が「半壊」した世帯
- ⑥ 住宅が「床上浸水」した世帯

■被災世帯への支援金の支給額

被害区分	基礎支援金 (国の支援金)	特別支援金 (県・市の 支援金)	加算支援金 (国の支援金)		合計 (国+県・市の 支援金)
			住宅再建等 区分	支援金額	
全 壊 解 体 長期避難	100 万円	75 万円	建設・購入	200 万円	375 万円
			補 修	100 万円	275 万円
			賃貸住宅 <small>※公営住宅入居者を除く。</small>	50 万円	225 万円
大規模半壊	50 万円	75 万円	建設・購入	200 万円	325 万円
			補 修	100 万円	225 万円
			賃貸住宅 <small>※公営住宅入居者を除く。</small>	50 万円	175 万円
半 壊	—	37.5 万円	—	—	37.5 万円
床上浸水	—	22.5 万円	—	—	22.5 万円

※ 世帯人数が 1 人の場合は、上記の金額の 3/4 の額が支給されます。

■受付開始日

平成 30 年 8 月 1 日（水）

■受付時間

8 月 1 日（水）～ 8 月 10 日（金） 9 時 00 分～19 時 00 分

8 月 13 日（月）～ 9 時 00 分～17 時 15 分

※ 土日祝日は除きます。

■申請窓口

市民課①②窓口（八幡浜庁舎 1 階）

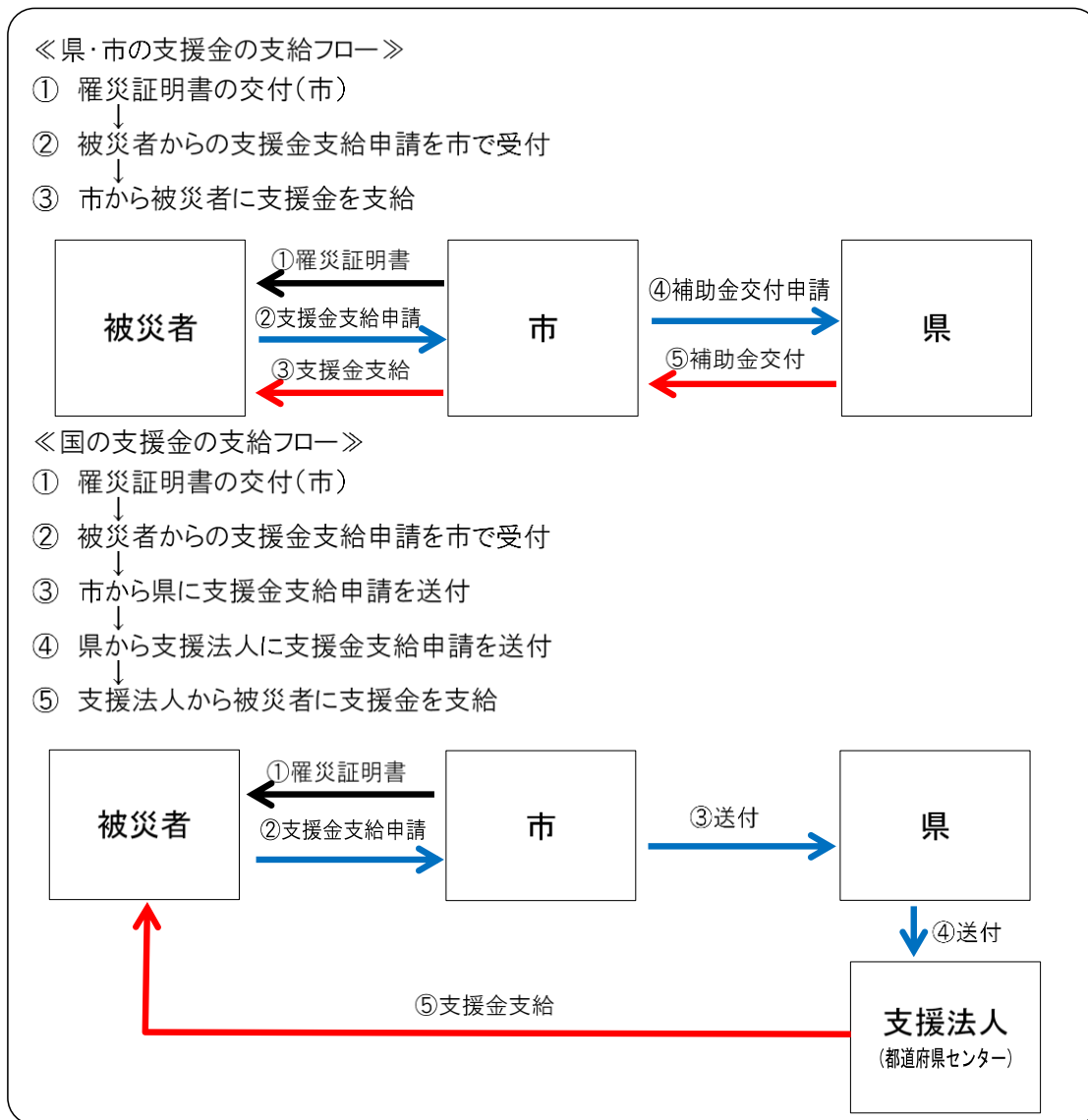
■申請時に必要なもの

		全壊	解体		大規模 半壊	半壊	床上浸水
			半壊 解体	敷地被害 解体			
基礎支援金	罹災証明書	○	○	○	○	○	○
	解体証明書または 滅失登記簿謄本		○	○			
特別支援金	敷地被害証明書類			○			
	住民票	○	○	○	○	○	○
	預金通帳の写し	○	○	○	○	○	○
加算支援金	契約書等の写し	○	○	○	○		

※ 住民票は申請時に無料で交付します。

※ 申請には「り災証明書」が必要となりますので、証明書が届いてからお越しください。

■支援金支給までの手続き



■お問い合わせ

八幡浜市役所 市民福祉部 市民課 市民係

電話：0894-22-3111 FAX：0894-22-5980 E-Mail：simin@city.yawatahama.ehime.jp